

沖縄防衛局における陳情等の処理に関する規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局における陳情等の処理に関する規則

改正 平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号

令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号

(目的)

第1条 この規則は、沖縄防衛局の行った所掌事務に関する陳情、要請等（以下「陳情等」という。）の処理について、必要な手続を定めるものとする。

(処理)

第2条 陳情等は、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(行政相談担当者)

第3条 総務部に行政相談担当者を1人置き、報道室長をもって充てる。

2 行政相談担当者は、陳情等を受理又はあっせんするものとする。

(陳情等の受理等)

第4条 前条第2項の規定に基づき、行政相談担当者は、陳情等を受理したときは、局長等にあっせんするものとする。

2 直接又は前項の規定に基づくあっせんにより受理された陳情等（郵送及びFAXのみの場合は除く）について、当該事項を主管する担当者は、別記第1号様式による陳情等受理調書（以下「調書」という。）を作成し、受理者は、調書に参考資料をそえ、速やかに局長に報告するものとする。

(陳情等処理状況等調書の作成等)

第5条 陳情等を受理した場合、主管する部長等（労務管理官、会計監査官、各防衛事務所長及び金武出張所長を含む。）は、陳情等の受理及び処理状況について、毎月別記第2号様式による陳情等処理状況等調書を作成し、別記第1号様式の写しを添付したうえで、翌月の10日までに行政相談担当者に送付するものとする。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

(別記)
第1号様式(第4条関係)

陳情等受理調書

令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

下記のとおり、受理したので報告する。

受理者所属氏名

| | | |
|-----------|------------------|---------------|
| 陳情等 状況 | 件名 | |
| | 日時 | |
| | 団体名 | |
| | 代表者名 | |
| | 受理側立合者名 | |
| | 形式 | 文書持参 口頭のみ |
| | 文書発信記号等及び陳情書等の部数 | 記号 番号 令・ |
| | | 陳情書等 部 添付図面 部 |
| | 関係施設名 | |

陳情等要旨

第2号様式（第5条関係）

陳情等処理状況等調書
(令和 年 月 日)

自衛隊
駐留軍

| 関係施設区域 | 陳情等 | | | | | 備考 |
|--------|-----|-----|----|-----|----|----|
| | 年月日 | 陳情者 | 内容 | 受理者 | 形式 | |
| | | | | | | |

注1：形式は、①来訪（文書提出）②来訪（口頭要請）③電話④郵送⑤その他に分類する。